

令和5年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業  
 (I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)  
 事業内容報告書の概要

地方公共団体名【 蒲郡市 】
令和5年度に実施した取組の内容及び成果と課題
<p>1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○教育委員会・・・外国人児童生徒等教育担当者1名、語学補助員11名 (ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、英語、中国語、ベトナム語)</li> <li>○日本語初期指導教室「きぼう」・・・日本語初期指導教室相談員1名</li> <li>○日本語担当者会 顧問校長、顧問教頭、日本語適応学級担当者10名(9校)、・日本語初期指導教室相談員1名 外国人児童生徒等教育担当者(教育委員会)</li> <li>○小中学校 外国人児童生徒等教育担当者 20名(各校1名) ※日本語適応学級担当者が在籍する学校は兼ねている</li> </ul>
<p>2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること</p> <p>(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○日本語適応学級担当者会、語学補助員との合同打合せ会・研修会の実施 4月 5日・・・日本語適応学級担当者会①、語学補助員との合同打合せ会 5月23日・・・日本語適応学級担当者・語学補助員研修会 8月 2日・・・日本語適応学級担当者会② 9月 6日・・・日本語適応学級担当者会③</li> <li>○外国人児童生徒等教育担当者研修会 6月27日 日本語指導に関わる教員、補助員のための研修会</li> </ul> <p>(2) 学校における指導体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○日本語適応指導教室担当教員による指導 ・9校計10名の配置 ・他校(8校)への巡回指導</li> <li>○語学補助員の派遣 スペイン語・英語3名、フィリピン語1名、・ポルトガル語2名、中国語1名、ベトナム語1名 計8名</li> </ul> <p>(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「蒲郡市日本語指導の手引き」(二訂版)に基づいた「特別の教育課程」「個別の指導計画/児童生徒に関する記録」「個別の指導計画/指導に関する記録」の作成</li> </ul> <p>(4) 成果の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「研究集録第57集」に実践の概要と成果・課題を記載</li> </ul> <p>(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○日本語初期適応指導教室(きぼう)での指導 日本語初期指導教室相談員と語学補助員による指導</li> </ul>
<p>3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること</p> <p>(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営</p> <p>日本語適応学級担当者会を通して、教材や指導法について情報共有を行うことができた。日本語指導研修会を通して報告書類の見方・書き方や指導目標の立て方アセスメントの取り方など、日本語指導の指導法についての理解を深めることができた。</p> <p>(2) 学校における指導体制の構築</p> <p>日本語適応指導担当教員や語学補助員の指導により、外国人児童生徒の日本語の習得や日本での生活</p>

への適応の支援ができた。

(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施

「特別の教育課程」「個別の指導計画/児童生徒に関する記録」「個別の指導計画/指導に関する記録」を作成し、それに基づいた日本語指導を行うことで、個に応じた支援ができた。

(4) 成果の普及

「研究集録第57集」を通して、本市の外国人児童生徒教育の取り組みを周知した。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

日本語初期適応指導教室での指導により、来日間もない外国人児童生徒を在籍校での生活につなげることができた。

	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校	中等教育 学校	特別支援 学校
本事業で対応した幼児・児童 生徒数	人 (園)	16人 (5校)	6人 (4校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)
うち、特別の教育課程で指導 を受けた児童生徒数		16人 (5校)	6人 (4校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)

4. その他(今後の取組予定等)

日本語初期適応指導教室は保護者の送迎を原則としているため、入室を希望しても、送迎ができず、入室を断念するケースが多い。市内に日本語初期指導教室の増設を要望している。

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、担当者・連絡先欄を除き、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。